**第４期八千代市生涯習推進計画　策定方針**

資　料１

令和6年11月

１ はじめに

⑴　生涯学習とは

　「生涯学習」とは，学校教育，社会教育，文化活動，スポーツ活動，レクリエーション活動，ボランティア活動，企業内教育，趣味など，人々が生涯における様々な場や機会において行う学習です。

教育基本法第３条においては，生涯学習の理念として，「国民一人一人が，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

⑵　計画策定の趣旨　　　

近年，少子高齢化や核家族化の進展とともに，地域コミュニティにおける交流の希薄化が進むなど，社会環境が変化し，一方で，新型コロナウイルス感染症の感染拡大や世界情勢の不安定化など，予測が困難な時代となっています。こうした中，インターネットやソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）の普及等による情報化社会の進展等により，ライフスタイルが劇的に変化し，生涯学習のニーズは，複雑化・高度化しています。

これらに対応し，誰もが生涯にわたり学び続けることができ，学んだことを生かし，活躍できる生涯学習社会を実現することが重要です。

　　このたび，本市の生涯学習に関する施策を総合的・効果的に推進するための指針である「第３期八千代市生涯学習推進計画」が本年度で計画期間が満了することに伴い，次期計画として「第４期八千代市生涯学習推進計画」を策定するものです。

市民一人ひとりが，身近な場所で，学習活動に取り組むことができる機会の充実に努めるほか，学習の成果が広く生かせる仕組みを構築するとともに，情報提供や施設整備など，学習支援体制の充実を図ることで，学びを通じた市民相互の交流活動や得られた知識を地域社会に還元できる生涯学習を推進します。

２ 生涯学習を取り巻く状況

⑴ 国の動向

令和４年（2022年）８月の中央教育審議会生涯学習分科会における『第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する， 共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～』では，今後の生涯学習・社会教育の振興方策として，「公民館等の社会教育施設機能強化，デジタル社会への対応」，「社会教育人材の養成、活躍機会の拡充」，「地域と学校の連携・協働の推進」，「リカレント教育の推進」，「多様な障害に対応した生涯学習の推進」が示されました。

また，令和５年６月には『第４期教育振興基本計画』が閣議決定されました。

この計画では，2040年度以降の社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」をコンセプトとして掲げ，５つの基本的方針と16の教育政策の目標，基本施策及び指標を示しています。生涯学習・社会教育に関連する目標として「生涯学び，活躍できる環境整備」，「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」，「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が掲げられています。

※ウェルビーイング

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

○多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念

⑵ 県の動向

千葉県では，「千葉県総合計画」及び「千葉県教育振興基本計画」の趣旨を踏まえ，令和５年５月に『千葉県生涯学習推進方針』を策定し，人生１００年時代・Society5.0※の到来，社会的包摂の必要性の高まりなど，生涯学習をめぐる環境が大きく変化する中で「社会とつながる生涯学習」～いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その成果を生かして活躍できる生涯学習社会の実現～を生涯学習推進の目標としています。

「多様な学習機会の充実」，「学習に関する情報提供・相談の充実」，「学習成果を社会に生かす仕組みづくり」，「多様な主体との連携・協働の推進」を推進の４つの柱とし，それぞれにおいて県・市町村・民間に期待される役割を位置づけ，新しい時代に合った生涯学習社会の実現を目指しています。

※Society5.0

2)サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報の共有、新たな価値の創出につながるIoT（Internet of Things）、必要な情報が必要な時に提供される人工知能（AI）、ロボットや自動走行車などの技術で、様々な課題や困難が克服される。

⑶ 本市における構想・計画の経緯

本市では，これまで生涯学習に関する施策を総合的に推進していく指針として，平成７年３月に「八千代市生涯学習基本構想」（以下，「基本構想」という。）を策定し，その後，基本構想に基づき，「生涯学習推進計画（計画期間：平成8年度～平成13年度）」，「第２次八千代市生涯学習推進計画（計画期間：平成14年度～平成16年度）」，「第３次生涯学習推進計画（計画期間：平成17年度～平成19年度）」，「第４次生涯学習推進計画（計画期間：平成20年度～平成22年度）」を作成しました。

平成22年10月には，基本構想の策定から15年が経過したことや社会情勢の変化に加え，教育基本法（平成18年法律第120号）において生涯学習の理念が明文化されたことに伴い，新たな課題に的確に対応するため「第２次基本構想（計画期間：平成23年度～平成32年度（令和2年度））」を策定し，それに基づく「第１期生涯学習推進計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）」・「第２期生涯学習推進計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）」を策定し，施策の取組みを推進しました。

第２次八千代市生涯学習基本構想の終了後は，計画のスリム化等の観点から，新たに構想の策定は行わず，基本構想で定めていた「基本理念」・「基本目標」・「基本方針」を位置付け，生涯学習推進の基本的な考え方などを継承した形で「第３期八千代市生涯学習推進計画」（計画期間：令和３年度～令和６年度）」を策定しました。



３　策定方針　　　　

⑴　社会情勢の変化や国・県の動向への対応

変化していく社会情勢やそれに対応する国や県が策定する計画・方針等を踏まえた計画を策定します。

⑵　本計画の位置づけと他の計画との整合

①八千代市教育振興基本計画における位置づけ

本計画は，教育基本法第１７条第２項の規定に基づく，本市における教育の振興における基本計画である「八千代市教育振興基本計画」における生涯学習部門を担う計画として位置づけられています。

②八千代市総合計画との整合

本市の最上位計画に当たる八千代市第５次総合計画との整合を図り，令和７年度からスタートする「八千代市第５次総合計画 後期基本計画」の基本方針及び施策内容との整合を図り策定するものとします。



⑶　計画期間

第４期八千代市教育振興基本計画の計画期間と合わせ，

**令和７年度から令和１２年度までの６年間とします。**

⑷　本市の現状に即した効果的な生涯学習の推進

①生涯学習に関するアンケート調査結果の反映

令和５年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ本計画に反映させていきます。

②本市各部署への取組調査と指標の設定

市全体での生涯学習への取組みを推進するために，全ての部署を対象にした計画策定に係る調査を行い，取組及び指標を設定し，実効性のある計画を目指します。

４　今後のスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 令和７年  １月上旬～中旬  1月下旬から２月下旬  3月中旬  3月下旬  3月末 | 八千代市生涯学習推進本部  パブリックコメントの実施  第２回生涯学習審議会  定例教育委員会  計画策定・公表 |